



第4編  
計画を推進するために  
(行革プラン2019)

第1章 行革プラン2019の概要

第2章 行革プラン2019の取組

第3章 行革プラン2019の関連資料

# 第1章 行革プラン2019の概要



## 第1節 位置付け

第1編から第3編までにおいては、調布市基本計画の全体像などのほか、施策の体系を整理するとともに、各施策の方向や基本的取組と併せて、基本計画事業を示しました。

第4編では、調布市基本計画の分野別計画に位置付ける各施策・事業を着実に推進していくため、市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、「持続可能な市政経営」を踏まえ、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱とする、調布市における行財政改革の具体的な取組である行革プラン2019を示します。

行革プラン2019において、これまでの行財政改革の取組と同様に、限りある経営資源を効果的・効率的に最大限活用する中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指します。

## 第2節 策定の背景

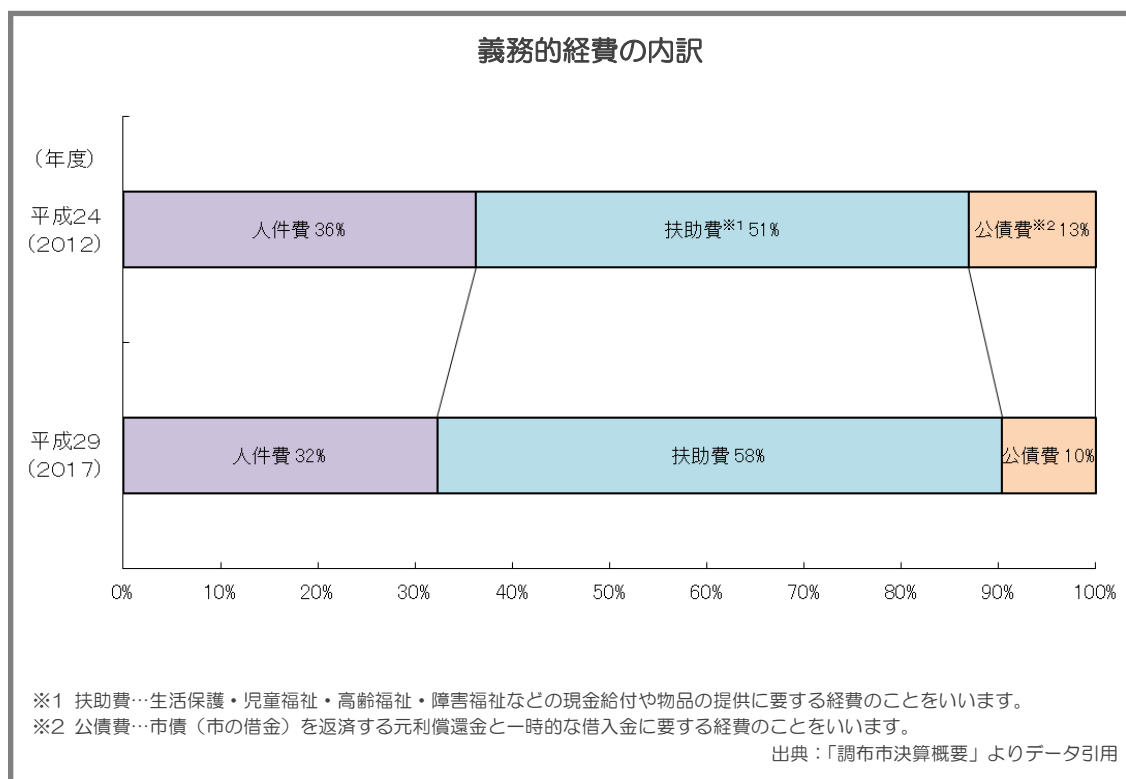
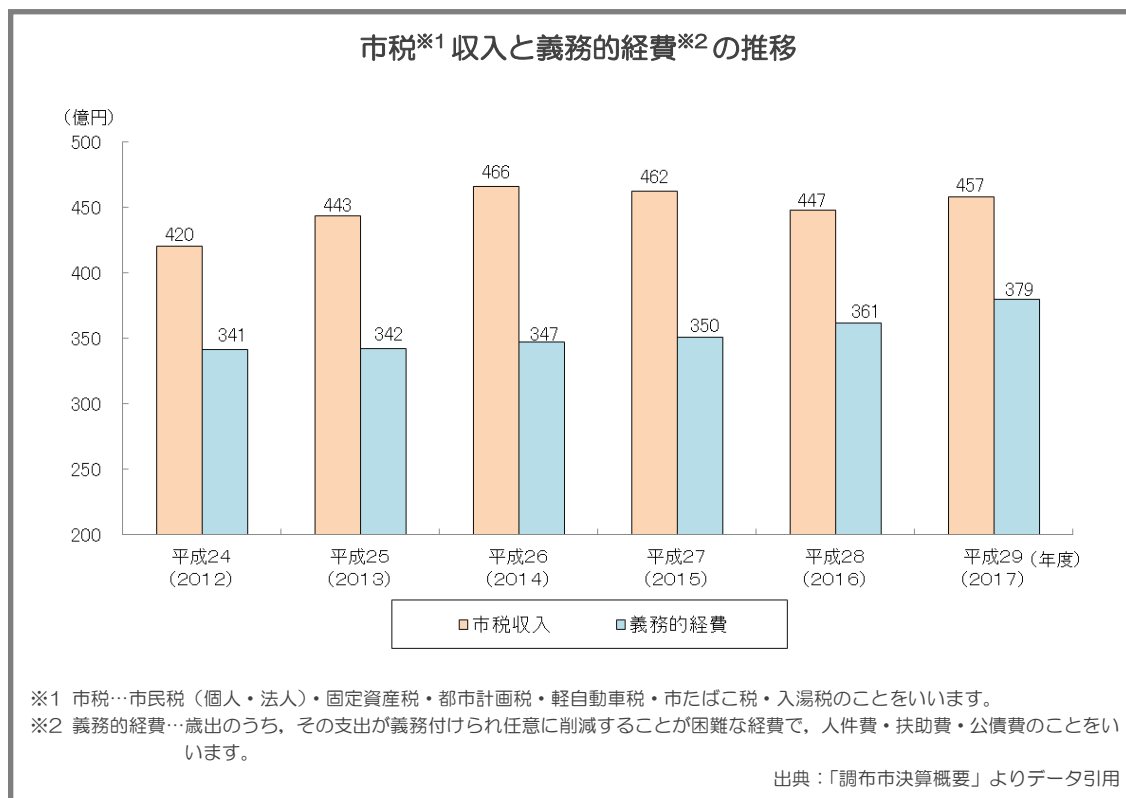
調布市では、平成6(1994)年8月以降の「調布市行財政改革指針」(第1次,第2次)や平成13(2001)年4月以降の「調布市行財政改革アクションプラン」(第1次~第4次)、さらには、平成25(2013)年4月からの「行革プラン」(2013,2015)に基づき、継続的に行財政改革に取り組んできました。

その中では、参加と協働の仕組みづくりや市政に対する信頼性の確保、職員の人材育成などといった取組である「質の改革」、事務事業や給与制度の見直し、常勤職員定数の抑制、歳入の確保などといった「量の改革」に関する取組を推進し、一定の成果につなげてきました。

### 行革プラン2013・行革プラン2015における主な取組

| 市民参加と協働の推進  | 人事・給与制度の見直し  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調布市パブリック・コメント手続条例の制定</li> <li>◆調布市審議会等の会議の公開に関する条例の制定</li> <li>◆様々な手法を活用した市政情報の提供<br/>(ツイッター, フェイスブック, 動画, 画像)</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆退職手当支給水準の見直し</li> <li>◆通勤手当・住居手当・扶養手当の見直し</li> <li>◆チューター制度の導入</li> <li>◆昇任試験制度の見直し(受験資格, 試験内容)</li> </ul> |
| 事務の効率化, 民間活力の活用   | 歳入の確保  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共料金一括支払システムの導入</li> <li>◆学童クラブ・ユーフォーの一体的運営及び民間活力の活用</li> <li>◆学校給食調理業務における民間活力の活用</li> <li>◆武者小路実篤記念館における指定管理者制度の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆広告料収入等の確保(官民連携による歳出の抑制を含む)</li> <li>◆市税及び国民健康保険税収納率の維持・向上</li> <li>◆普通財産の貸付・売払い, 赤道・水路の売払い</li> </ul>      |

市政を取り巻く状況として、今後、市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びは期待できません。その一方で、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対応に係る経費など、様々な財政需要が見込まれます。こうした厳しい環境の中で、調布市基本計画に位置付けた各施策・事業の着実な推進を図っていかねばなりません。



また、様々な法改正や制度改正への的確な対応をはじめ、社会環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズへの対応のほか、国や東京都からの権限移譲などに伴い、市における業務量も増加しています。そのため、今後においても質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくためには、効果的・効率的な市民サービスの提供や事務の効率化等を図るうえで、情報通信技術（ICT）等の効果的な活用の検討、実施に取り組むとともに、費用対効果を踏まえた積極的な民間活力の活用に取り組む必要があります。あわせて、女性職員の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進など、職員の働き方の見直しも進めていく必要があります。

その他にも、将来的に見込まれる人口構造の変化のほか、公共施設の老朽化や管理運営費、改修・更新費の縮減、財政負担の平準化など、市におけるインフラを含む公共施設全体を取り巻く課題に対応していくため、調布市公共施設等総合管理計画に基づく、長期的な視点による公共施設等マネジメントの取組を推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、今後も引き続き、あらゆる角度からの「財源確保」と創意工夫に基づく「経費縮減」を基本とする見直し、改革・改善に継続的に取り組むことが必要です。

このため、調布市では、第4編において、調布市基本構想第4章「まちの将来像の実現に向けて」に掲げた3つの基本的な姿勢である「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を具現化するための取組として、行革プラン2019の内容を示し、不断の行財政改革に取り組んでいきます。

### 第3節 策定の視点

行革プラン2019では、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までを計画期間とした行革プラン2015における体系や個別プランを発展的に継承しています。また、具体的な取組となる個別プランについては、行革プラン2015に位置付けた各プランの進捗状況や取組課題のほか、行革プラン2015の策定後における社会環境の変化や国・東京都における取組の動向等を踏まえて、必要な見直しや新たな取組を検討、実施することとします。あわせて、計画期間中における一般財源や様々な財政需要の見通しを踏まえた中で、調布市基本計画に位置付ける各施策・事業の着実な推進を図るため、「事務の効率化」、「アウトソーシングの推進」、「公共施設等マネジメントの推進」の3つを重要な視点として捉え、これまで以上に取組の推進を図ることとします。

また、これまでと同様に、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、職員の育成や意識改革などの「質的な改革」と費用対効果を踏まえたコスト縮減などの「量的な改革」を両立させながら、「最少の経費で最大の効果」を目指していきます。

その他、社会環境の変化や地方分権の進展に伴う国・東京都からの権限移譲のほか、市民ニーズの多様化・複雑化などにより、市行政に対する需要は引き続き増加傾向にあることを踏まえると、従来どおりのやり方では、十分に対応することは難しいため、行政の役割や行政運営の仕組みを見直すとともに、様々なサービスの提供においては、スクラップ・アンド・ビルドや水準の引下げも含めた視点を持ちながら、見直し、改善に取り組む必要があります。

## 行革プラン 2019 における取組のポイント（3つの重要な視点）

### 事務の効率化

現状における業務の内容や進め方の検証（業務分析）などを踏まえ、業務プロセスの見直しによる事務の簡素化や、ICT※1、AI※2、RPA※3などの活用による事務の効率化に取り組みます。

※1 ICT（Information and Communication Technology）…情報通信技術のこと

※2 AI（Artificial Intelligence）…人工知能のこと

※3 RPA（Robotic Process Automation）…人が行う定型的なパソコン操作を自動化するソフトウェアのこと

### アウトソーシングの推進

公立保育園や児童館の運営、学校給食調理業務のほか、庁内における窓口及び内部事務なども含めて、幅広く民間活力の活用に取り組みます。

### 公共施設等マネジメントの推進

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、個別施設の在り方、方向性を示す（仮称）公共施設マネジメント計画の策定や、市庁舎、グリーンホール、総合福祉センター、学校施設の整備のほか、官民連携モデル事業（クリーンセンター跡地活用事業）などに取り組みます。

## 「質的な改革」と「量的な改革」の両立

### 質的な改革

- ・事務の簡素化・効率化などによる業務改善
- ・職員の育成、やりがいや意欲の向上に向けた環境づくり

など

相互に補完し合うことで  
生み出される相乗効果



「最少の経費で  
最大の効果」  
を目指します。

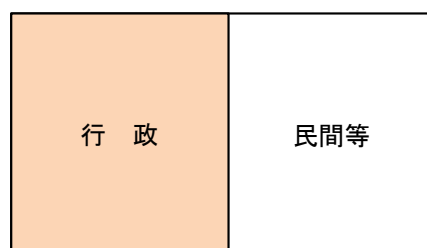
### 量的な改革

- ・事務の見直し、民間活力の活用などによるコストの縮減
- ・常勤職員定数の抑制、積極的な財源の確保

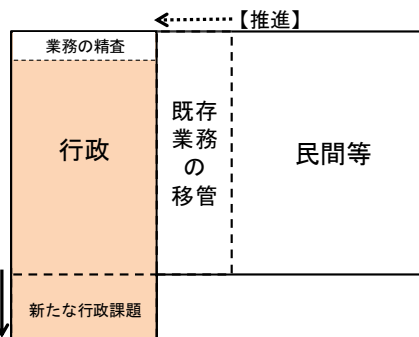
など

## 行政の役割の見直しと新たな課題への対応

<従来>



<見直し等の取組>



【対応】

なお、行革プラン2019においても、引き続き、平成25（2013）年4月に施行した「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を具現化するための取組を位置付けており、参加と協働をより一層高める取組や市政運営の効率化に資する取組を推進していきます。

| 調布市自治の理念と<br>市政運営に関する基本条例 |                        | 行革プラン2019 |                          |
|---------------------------|------------------------|-----------|--------------------------|
| 条項                        | 項目                     | プラン番号     | プラン名                     |
| 第8条                       | 情報公開                   | プラン4      | 積極的な市政情報の提供              |
|                           |                        | プラン5      | 適正な公文書管理の推進              |
| 第9条                       | 参加と協働の推進               | プラン1      | 市民参加と多様な主体との連携・協働の推進     |
| 第10条                      | コミュニティへの支援             | プラン1      | 市民参加と多様な主体との連携・協働の推進【再掲】 |
|                           |                        | プラン2      | 市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進 |
|                           |                        | プラン3      | コミュニティ施設の在り方検討           |
| 第11条                      | 政策法務                   | プラン23     | 政策法務能力の向上                |
| 第13条                      | 財政                     | プラン26     | 補助金と受益者負担の適正化            |
|                           |                        | プラン28     | 財政規律ガイドラインに基づく財政運営       |
| 第14条                      | 行政評価                   | プラン25     | PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営   |
|                           |                        | プラン29     | 事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減   |
| 第15条                      | 組織                     | プラン6      | 組織体制の整備                  |
| 第16条                      | 危機管理                   | プラン17     | 災害対応能力の向上                |
|                           |                        | プラン18     | 新型インフルエンザ等への対応           |
| 第17条                      | 職員                     | プラン21     | 人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり  |
|                           |                        | プラン22     | 人材育成基本方針に基づく研修の推進        |
| 第19条                      | 他の地方自治体、<br>国等との連携及び協力 | プラン17     | 災害対応能力の向上【再掲】            |

## 第4節 計画期間及び体系

行革プラン2019については、調布市基本計画において、分野別計画などと一体的に示している取組であることを踏まえ、市長任期と連動した調布市基本計画の計画期間と同様に、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間としています。

| 計画期間 |            |                             |                |                |                |                |                |               |               |               |               |  |
|------|------------|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 年度   | 和暦<br>(西暦) | 平成25<br>(2013)              | 平成26<br>(2014) | 平成27<br>(2015) | 平成28<br>(2016) | 平成29<br>(2017) | 平成30<br>(2018) | 令和元<br>(2019) | 令和2<br>(2020) | 令和3<br>(2021) | 令和4<br>(2022) |  |
| 基本構想 |            | 基本構想（平成24(2012)年6月19日議決・策定） |                |                |                |                |                |               |               |               |               |  |
| 基本計画 |            | 前期基本計画                      |                |                |                |                |                |               |               |               |               |  |
|      | 時点修正       |                             |                |                | 修正基本計画         |                |                | 後期基本計画        |               |               |               |  |
|      |            | 行革プラン2013                   |                |                |                |                |                |               |               |               |               |  |
|      | 時点修正       |                             |                |                | 行革プラン2015      |                |                |               | 行革プラン2019     |               |               |  |

また、体系については、行革プラン2015と同様に、調布市基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた、まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を柱として、4つの方針とそれらに連なる個別プラン（41プラン）で構成しています。

| 計画の体系                    |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| <b>3つの柱・4つの方針・41のプラン</b> |                               |
| ＜第1の柱＞ 市民が主役のまちづくり       |                               |
| 方針1                      | 参加と協働のまちづくりの実践（5プラン）          |
| ＜第2の柱＞ 市民のための市役所づくり      |                               |
| 方針2                      | 効率的な組織体制の整備（15プラン）            |
| 方針3                      | 人材の確保・育成（5プラン） ※再掲プラン（1プラン）含む |
| ＜第3の柱＞ 計画的な行政の推進         |                               |
| 方針4                      | 計画行政の推進（17プラン）                |

なお、4つの方針である「参加と協働のまちづくりの実践」、「効率的な組織体制の整備」、「人材の確保・育成」、「計画行政の推進」においては、それぞれ以下の視点に基づいて、個別プランを位置付けています。

### 方針1 参加と協働のまちづくりの実践

地方分権の進展により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、その実現に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めることが重要な取組の一つとなっています。

そのため、様々な市民活動や地域コミュニティ活動の活性化につなげるためのコーディネートや活動の場の提供のほか、市政情報のより分かりやすい提供、調布市が保有する様々なデータの公開などによる市民との情報共有の推進、さらには、市民等による情報の発信などを通じた地域情報化を進めていく必要があります。

また、行政だけでは多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かに対応することが困難になってきていることを踏まえ、参加と協働によるまちづくりをより一層進めるに当たっては、より良い市民サービスの提供や行政の効率化につなげる視点も持ちながら取組を推進していきます。

### 方針2 効率的な組織体制の整備

質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、最少の経費で最大の効果を目指していく必要があります。

社会環境の変化や法改正・制度改正、市民ニーズの多様化・複雑化に適切に対応していくためには、簡素で効率的な組織体制を整備するとともに、組織横断的に取り組むべき課題については、庁内における情報共有や調整の場の充実を図るなど、庁内の連携を推進していきます。

また、官と民との役割分担の下、民間に委ねることが妥当なものについては、業務の適正な履行を確保することに留意しつつ、民間活力の活用を幅広く検討し、調布市の監理団体の活用も含め、市民サービスを提供する主体の見直しに取り組んでいきます。あわせて、近年はICT<sup>※1</sup>の進展のほか、AI<sup>※2</sup>、IoT<sup>※3</sup>、RPA<sup>※4</sup>などといった先進技術も日々進歩しており、地方公共団体の業務において活用される事例も見られることから、引き続き、市民サービスの内容や情報セキュリティ等に留意しつつ、サービス向上や事務の簡素化・効率化の観点も踏まえた活用を検討していきます。

なお、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体における事務の適正な執行の確保に関する取組が求められていることを踏まえ、日常業務における不適正な事案の発生防止などに関する取組と併せて、災害発生時の対応等も含めた、様々な業務上のリスクへの対応に関する取組を推進していきます。

※1 ICT (Information and Communication Technology) …情報通信技術のこと

※2 AI (Artificial Intelligence) …人工知能のこと

※3 IoT (Internet of Things) …あらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと

※4 RPA (Robotic Process Automation) …人が行う定型的なパソコン操作を自動化するソフトウェアのこと



### 方針3 人材の確保・育成

市政を取り巻く社会環境が変化する中で、高度化・複雑化する行政課題に適切かつ柔軟に対応できる知識や能力を有する人材の確保と育成に取り組む必要があります。

そのため、調布市人材育成基本方針及び調布市特定事業主行動計画に基づき、市政の担い手として、全ての職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って職務に取り組むことができるよう、人事・研修制度の適切な運用・改善等を行うとともに、女性職員の活躍推進の観点も含めた働き方の見直しなどにより、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、人材を確保・育成していく環境整備に取り組んでいきます。

なお、地方公務員法等の改正に伴い新たに導入される会計年度任用職員制度<sup>\*</sup>については、庁内関係部署との情報共有や連携を図りながら、適切かつ円滑な導入に努めていきます。

<sup>\*</sup>会計年度任用職員制度…一会計年度内（4月1日～翌年3月31日）を任用期間とする非常勤職員の任用に関する制度のこと（地方公務員法等の改正により、非常勤職員任用のルールが整備され、現在の嘱託員・臨時職員の大半が当該制度の対象となる）

### 方針4 計画行政の推進

持続可能な市政経営を推進するために、「選択と集中」を図りながら、PDCAマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進する必要があります。

財政の健全性維持に関しては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、引き続き、適切な収納事務の推進と併せて、あらゆる角度からの積極的な財源確保などに努めるほか、事務事業等の見直し、改善の取組を通じた経常経費の縮減に取り組んでいきます。

また、重要性が高まっている公共施設及びインフラマネジメントに関する取組については、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、総量抑制や適正配置、長寿命化やライフサイクルコストの縮減、民間活力の活用の視点を踏まえ、現状や課題等を整理しつつ、各施設の今後の在り方も含めた総合的かつ計画的な管理について、組織横断的な連携を図りながら総合的に検討していきます。

## 第5節 推進体制

行革プラン2019の推進に当たっては、各個別プランの所管部署との連携を図る中で、取組状況や課題等の把握に努め、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を推進します。

また、個別プランにおける取組の着実な推進につなげるため、庁内における行政経営会議のほか、行政外部の広範な視点から意見聴取を行う調布市行財政改革推進会議を活用します。さらに、取組実績や成果等については、毎年度、市民に分かりやすく公表します。

なお、行革プラン2019では、具体的な取組内容を年度別計画として示していますが、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行う中で、進捗状況や市政を取り巻く社会環境の変化等に応じ、柔軟に取組の見直し等を行っていきます。

## 参考 個別プランの体系

## 第1の柱 市民が主役のまちづくり

## 【方針1】 参加と協働のまちづくりの実践

## 基本的取組1-1 参加と協働のまちづくりの実践

|      |                      |
|------|----------------------|
| プラン1 | 市民参加と多様な主体との連携・協働の推進 |
|------|----------------------|

## 基本的取組1-2 参加と協働の推進のための環境整備

|      |                          |
|------|--------------------------|
| プラン2 | 市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進 |
|------|--------------------------|

|      |                          |
|------|--------------------------|
| プラン3 | コミュニティ施設の在り方検討 <b>新規</b> |
|------|--------------------------|

## 基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供

|      |             |
|------|-------------|
| プラン4 | 積極的な市政情報の提供 |
|------|-------------|

|      |             |
|------|-------------|
| プラン5 | 適正な公文書管理の推進 |
|------|-------------|

## 第2の柱 市民のための市役所づくり

## 【方針2】 効率的な組織体制の整備

## 基本的取組2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

|      |         |
|------|---------|
| プラン6 | 組織体制の整備 |
|------|---------|

|      |               |
|------|---------------|
| プラン7 | 監理団体の活用・連携の強化 |
|------|---------------|

|      |                       |
|------|-----------------------|
| プラン8 | 情報システムの総合的かつ計画的な管理の推進 |
|------|-----------------------|

|      |                         |
|------|-------------------------|
| プラン9 | 事務の簡素化・効率化の推進 <b>新規</b> |
|------|-------------------------|

## 基本的取組2-2 市民サービス提供主体の見直し

|       |         |
|-------|---------|
| プラン10 | 民間活力の活用 |
|-------|---------|

|       |                  |
|-------|------------------|
| プラン11 | 公立保育園における民間活力の活用 |
|-------|------------------|

|       |                |
|-------|----------------|
| プラン12 | 児童館における民間活力の活用 |
|-------|----------------|

|       |                     |
|-------|---------------------|
| プラン13 | 学校給食調理業務における民間活力の活用 |
|-------|---------------------|

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| プラン14 | 窓口サービス及び内部事務における民間活力の活用 <b>新規</b> |
|-------|-----------------------------------|

|       |            |
|-------|------------|
| プラン15 | 指定管理者制度の活用 |
|-------|------------|

|       |                |
|-------|----------------|
| プラン16 | マイナンバー制度の適切な運用 |
|-------|----------------|

## 基本的取組2-3 市民に信頼される市政の推進

|       |           |
|-------|-----------|
| プラン17 | 災害対応能力の向上 |
|-------|-----------|

|       |                |
|-------|----------------|
| プラン18 | 新型インフルエンザ等への対応 |
|-------|----------------|

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| プラン19 | 業務上のリスクへの対応 <b>新規</b> |
|-------|-----------------------|

|       |               |
|-------|---------------|
| プラン20 | 多様な契約手法の検討・活用 |
|-------|---------------|

## 【方針3】 人材の確保・育成

## 基本的取組3-1 人材の確保・育成と意欲の向上

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| プラン21 | 人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり |
| プラン22 | 人材育成基本方針に基づく研修の推進       |
| プラン23 | 政策法務能力の向上               |

## 基本的取組3-2 誰もが活躍できる職場環境づくり

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| プラン24 | ワーク・ライフ・バランスの実現と誰もが活躍できる職場環境づくりの推進 |
| プラン9  | 事務の簡素化・効率化の推進 <b>新規</b> 【再掲】       |

## 第3の柱 計画的な行政の推進

## 【方針4】 計画行政の推進

## 基本的取組4-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

|       |                        |
|-------|------------------------|
| プラン25 | PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営 |
| プラン26 | 補助金と受益者負担の適正化          |
| プラン27 | 行財政改革推進会議の活用           |

## 基本的取組4-2 健全な財政運営

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| プラン28 | 財政規律ガイドラインに基づく財政運営                |
| プラン29 | 事務事業等の見直し, 改善による経常経費の縮減 <b>新規</b> |
| プラン30 | 積極的な財源の確保と財政負担の抑制                 |
| プラン31 | 普通財産の有効活用・処分                      |
| プラン32 | 市税収納率の維持・向上                       |
| プラン33 | 国民健康保険税収納率の維持・向上                  |
| プラン34 | 給付・医療費の適正化                        |
| プラン35 | 債権管理の推進                           |

## 基本的取組4-3 公共施設等マネジメントの推進

|       |  |
|-------|--|
| プラン36 | 公共施設マネジメントの推進                            |
| プラン37 | インフラマネジメントの推進 <b>新規</b>                  |
| プラン38 | 市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討                      |
| プラン39 | グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討, 整備の推進 <b>新規</b> |
| プラン40 | 学校施設における長寿命化等の推進 <b>新規</b>               |
| プラン41 | 官民連携手法によるクリーンセンター跡地活用の推進 <b>新規</b>       |